

## 第5 手数料

- 1 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合の手料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2 自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が増加する場合は、増加後の数量に対応する手数料との差額を新たに徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が減少する場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。
- 2 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、当該施設に対する完成検査前に当該許可に係る変更の許可申請を行う場合の手料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2 自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合は、当該数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
- 3 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、1及び2の完成検査の手料は次のとおり取り扱う。(S39.3.2 自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合
    - ア 設置の場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
    - イ 変更の場合は、設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合
    - ア 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。
    - イ 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する設置許可手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 4 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査の申請がなされた場合の当該手数料は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2 消防予第122号質疑)
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、設置許可手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2 消防予第122号質疑)
- 6 製造所等の設置許可後工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取り扱い、訂正に際して完成検査手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料に変動を及ぼすものにあつては、次により取り扱う。(S48.8.2 消防予第122号質疑)
  - (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
  - (2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。

- 7 設置又は変更許可申請書、完成検査申請書、仮使用承認申請書及び完成検査前検査申請書に係る手数料の納付後に、当該申請に係る申請取下げ届出書が提出された場合であっても、福山地区消防組合手数料条例第8条（手数料の不還付）の規定により、手数料は返還しない。
- 8 特定屋外タンク貯蔵所において、溶接部検査の必要な変更許可申請に係る手数料は、旧法タンクについては、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更手数料を、また、新法タンクについては、特定屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。（S52.3.30 消防危第56号通知）
- 9 旧法タンクで当該タンクの貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合させるため、当該変更を行うための変更に係る申請手数料は特定屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。また、特定屋外タンク貯蔵所（旧法タンク）の構造及び設備が、新基準に適合することとなった日（新基準適合届出受理日）以降の溶接部検査の必要な変更申請手数料は、特定屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。  
（H6.7.1 政令第214号）
- 10 昭和52年2月15日以降に設置許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所又は昭和52年2月14日以前に設置許可を受けた特定屋外タンク貯蔵所のうち、新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合に係る申請手数料は、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。
- 11 平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次項に掲げる場合は除く。）は、次によること。◆
  - (1) (2)以外の変更許可申請に係る手数料は、準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。
  - (2) 新基準に適合させるための変更許可申請に係る手数料は、準特定屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。
- 12 平成11年4月1日以降に設置許可を受けている準特定屋外タンク貯蔵所又は平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所のうち、新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合に係る申請手数料は、準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更手数料とする。◆
- 13 タンクの水張・水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。  
（S35.6.28 国消乙予発第40号質疑）
- 14 国の機関（例えば自衛隊）に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは差し支えない。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）